174-参-厚生労働委員会-4号 平成22年3月18日
島田智哉子議員、山本博司議員の質問に対し、山井厚労政務官　答弁

○島田智哉子君　昨日の本会議に続きまして質問をさせていただきます。民主党の島田智哉子でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の本会議での質問の冒頭、児童虐待、それから子どもの自殺の問題につきまして、厚生労働大臣、文部科学大臣からそれぞれ御答弁をいただきました。本会議の質問では、時間の制約もございまして、子どもの自殺対策について長妻大臣の御所見をお聞きすることができなかったものですから、まず冒頭、その対応についてお聞かせいただきたいと思います。

この問題につきましては、平成十八年の六月、ちょうど参議院本会議において自殺対策基本法が可決された直後の本委員会で質問させていただきました。子ども、学生、生徒の自殺につきましては平成十五年度以降増加傾向にございまして、尊い命を自ら絶たれるということは、まさに社会全体の責任として防いでいかなければならないと思います。

当時の厚生労働省の御答弁では十代の自殺についての要因分析を実施しているということでございましたが、その後どのような要因分析が行われ、また新政権として今後どのように取り組んでいかれるお考えなのか、長妻大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣（長妻昭君）　島田委員におかれましては、もうかなり何年も前からこの自殺対策について御提言、御質問をいただいておりまして、そういう働きかけもありまして、若い方の自殺の実態ということで、十五歳から三十四歳の若い世代で死因のトップが自殺になっているということも明らかになりまして、これは先進七か国で日本だけであります。普通の国は若い方の死因のトップはがんあるいは交通事故なんですけれども。そして、人口当たりの自殺率も先進七か国で最も高いということも、これも今まで言われているところであります。

そこで、平成二十一年度の厚生労働省の科学研究費補助金を使ったこころの健康科学研究事業ということで結果がまとまってまいりまして、それを見ますと、三十歳未満であった自殺をされた方々を分析をいたしますと、全体の八割に何らかの精神障害への罹患があるということ、そして、親との離別あるいは精神障害の家族歴、不登校経験、いじめ被害経験といった形において、変数において四割から六割の経験率が確認をされたというような、かなり詳細な研究結果が出てきておりますので、今後の対策にも役立てていきたいというふうに考えております。

○島田智哉子君　是非、命を守る鳩山内閣として、引き続きその対策の強化をしていただきますようにお願いいたします。それでは、子ども手当法案について質問させていただきます。

私ども民主党はこれまでに、百六十八国会、百六十九国会、百七十国会と国会におきまして本院に子ども手当法案を提出してまいりました。本日より内閣提出法案として本委員会で審議がスタートいたしますことに大変感慨深いものが込み上げてまいりますし、また長妻大臣始め政務三役、そして厚生労働省の皆様のこれまでの御尽力に対しまして心より敬意を表する次第でございます。

参議院におきまして私が最初の質問ということでございますので、鳩山内閣として、また長妻厚生労働大臣がお考えになる子ども・子育て支援政策に対する理念あるいはそのビジョンについて冒頭お伺いさせていただきたいと思います。

今年一月に行われました鳩山総理の、いのちを守りたいと、その施政方針演説の冒頭にお述べになられました、生まれてくるいのち、育ち行くいのちを守りたいという言葉がございました。

そして、鳩山内閣が一月二十九日に策定されました子ども・子育てビジョンでは「子どもが主人公」を掲げ、少子化対策から子ども・子育て支援へと、まさに政権交代を機に基本理念の転換を明確にされました。

〔委員長退席、理事森ゆうこ君着席〕

また、ここには、そもそもこの国は子どもを生み育てるという希望をかなえられる社会になっているのでしょうか、あるいは、これまで少子化対策として様々な計画や対策が講じられてきました、しかしそれは目に見える成果として生活の中では実感できない現状にあるのではないでしょうか、子どもや若者のニーズや不安、将来へ

の希望にこたえる政策を生み出すことはできなかったと書かれています。

長妻大臣からも、日本は先進国の中で子育て支援に掛ける予算が国内総生産、ＧＤＰの比率で見ても最も少ない国の一つと、このような御発言も再三お聞きしているところでございますが、我が国における今日までの子育て支援政策についてどのような御認識をお持ちでいらっしゃるのか、また、基本理念の転換とは具体的にはどのようなことをおっしゃっていらっしゃるのか、大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣（長妻昭君）　まず、この日本における子育て支援あるいは子育ちへの応援ということに関しましては、これは諸外国ＧＤＰ比で比べても非常に低い形で推移してきた。これは、今までの議論の中で、やはりもっと大切なことがあるというのが国会等でも議論になって、結局は子ども等にかかわる予算が後回しにされてきたという経緯がずっと続いてきたということがあると思います。その結果、少子化の流れが止まらないということや、あるいは子どもの貧困率が先進国でも非常に高いというようなことにつながったんではないか。

そして、その子育てに対する社会的に支援をしていくというカテゴリーというか分野でいえば三つありまして、今御議論いただいている子ども手当、現金支給と、保育サービスなどの現物支給と、ワーク・ライフ・バランスということで、これはもう仕事だけで全く時間がなければ子どもを育てることもできませんので仕事と生活のバランスという、三つが適切に整備をされるということで、その中でこの現金給付というのも我々は重点的に行っていきたいということで今御審議をお願いしているところであります。

○島田智哉子君　ありがとうございます。

このビジョンには、子どもと子育てを応援することは未来への投資であって、子ども手当はその大きな一歩だと、また、その手当と教育や保育等のサービスとを車の両輪として、子ども、子育てを応援する社会をみんなでつくり上げていきたいと書かれてございます。

私どもも、党の政策でありますチルドレン・ファースト、子ども第一の方針の下で子ども一人一人に着目をして、子どもが安心して育つことができますよう、また子どもを安心して育てられるよう社会全体で子育てを応援すべきと、そのような理念に基づいて、子ども手当を始めとして子育て支援政策の検討を重ねてまいりました。

昨日も本会議において御答弁をいただいたところですけれども、改めまして本法案の第一条の御趣旨の御説明を長妻大臣よりお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　子ども手当の第一条、趣旨でございますけれども、これについては、次代を担う一人一人の子どもの育ちを個人の問題とするのではなくて社会全体で応援する観点から実施をするということでありまして、これは今おっしゃられたとおり未来への投資だという観点であります。

例えば、お子さんのいらっしゃらない世帯は子ども手当は支給されないわけですけれども、じゃこれ、税金を使って、お子さんのいない世帯、どういうメリットがあるのかというと、これは我々は、子ども手当によって、あるいは先ほど申し上げた現物支給、ワーク・ライフ・バランスも相まって少子化の流れを変えていきたいと考えておりますので、そうなれば社会保障の結果として担い手も増えていくということで、お子さんのおられない方もそれは老後、現役の方に支えていただくわけでありますので、そういう意味で、二〇五五年の大変な少子高齢化の姿というのは今のまま手を打たなければもう明白に見えるわけでありますので、そういうことにかんがみてこの法案を御審議いただいているということであります。

○島田智哉子君　私ども、これまでの参議院選挙あるいは衆議院選挙におきましてこの子ども手当の創設をマニフェストの中で国民の皆様にお約束してまいりまして、おかげさまで子ども手当という文言については広く国民の皆様に浸透しているように思います。

ただ、法律の用語につきましては、例えば児童福祉法でありますとか学校教育法等々子どもにかかわる法律は幾つもございますけれども、それぞれの法律によって児童の年齢区分が異なっております。この児童と子どもの用語につきまして、一九九三年の子どもの権利条約の条約締結をめぐる国会審議でも活発な議論がございました。

私自身は、児童という用語がそれぞれの法律によって定義がまちまちであることや、やはり国民に分かりやすいという意味でも子どもという用語が適していると、そのように認識をしてまいりましたけれども、今回内閣として提出されるに当たりどのような御認識をお持ちになったのでしょうか、いかがでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君）　島田委員にお答え申し上げます。

まさに今、島田委員が御指摘されたような趣旨も踏まえまして、そして最近では、特に次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法などの最近の立法例も踏まえまして、そこでも子どもという用語が使われております。そしてまた、民主党のマニフェストでも子ども手当という名前で私たちはお約束をしておりますので、今回の法案でも子どもという用語を用いることが適切だと判断いたしました。

○島田智哉子君　それから、私どもの検討の中でも大変議論をした点で申しますと、児童手当法におきまして家庭における生活の安定を目的の一つとしておりますけれども、しかし、私どもの議論の結果として、やはり子ども手当については子どもに着目をして、子どもを育てる者が安心して子どもを育てられるように社会全体で子育てを応援すべきという考え方に立つということから、この文言は盛り込みませんでした。

これまでの審議の中で、この家庭という文言を盛り込まなかったことについて、政府あるいは民主党には家庭に対する意識がないといった御批判があったようでございますが、私どもは、子どもを養育することは、第一義的に親が責任を持つことは当然のことであると思っております。その上で、安心して子どもが育てられるように社会全体で子育てを応援するという考え方でございまして、決してそのような批判には当たらないと思っております。

今回政府が提出された法案においてもその文言が入っておりませんが、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官（山井和則君）　島田委員にお答えを申し上げます。

まさに家庭という言葉は入っておりませんが、私たちの考え方としましても、親が子どもを扶養するのは当然であるという前提の下、今回の子ども手当は、子どもに着目し、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するという理念により実施するものであり、所得制限を設けず、子どもの年齢や出生の順にかかわらず一律の金額を支給する制度となっております。

このため、子ども手当と児童手当は確かに児童の健全育成という面では理念を共通するものでありますが、本法案の第一条の趣旨は、こうした観点を強めて、社会全体で応援するという観点を強めて、家庭の生活の安定という文言を盛り込まないこととしたものであります。

○島田智哉子君　次に、所得制限の在り方についてお聞きをしたいと思います。

本法案に対するこれまでの議論の中でも、所得制限についての在り方が大きな論点の一つでございました。私ども党内の議論の中でも、従来から所得制限を設けないという考え方で子ども手当の制度設計を考えてまいりました。

本法案の第一条の、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援すると。文字どおり直接の目的は子どもの育ちを支えていくということでございますから、子どもを養育する者の所得の多寡によらず基礎的な経費が保障されるべきでありまして、そのような認識の下で所得制限は設けるべきではないと考えてまいりましたが、政府においては、所得制限の在り方についてどのような理由で御判断をされたのでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君）　島田委員にお答えを申し上げます。

子ども手当は、次代の社会を担う一人一人の子どもの育ちを社会全体で応援するという理念の下、実施するものであり、家計の収入のいかんにかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けないこととしたところでありまして、なお、諸外国においても所得制限は、同様の児童手当、子ども手当のような制度では設けられておりません。

○島田智哉子君　この所得制限を設けないとする子ども手当について、所得の高い人にまで子ども手当を配る必要があるのかとの議論がございました。

しかし、今回の子ども手当につきましては、控除から手当へという考え方の下で実施されるものでありますから、高所得者の子ども手当の実質的な手取りはその税率に比例して減っていく、そして実質的に本当に手厚い支援が必要な階層に控除から手当の中で重点的に配分をされていくと、このように理解をいたしておりますが、この控除から手当への流れと子ども手当の関係について御説明ください。

○国務大臣（長妻昭君）　まず、このマニフェストでもお示ししておりますけれども、この政権の一つの考え方というのは控除から手当へという考えなんですが、控除というのは、これ御存じのように、絶対金額で幾ら税金が

助かるかといったときに、これはもう所得の高い方の方が税率が高いので絶対金額は所得の高い人ほど税金が助かると、こういうことになるわけで、所得の高い人が有利なのがこれは控除ということであります。そこで我々は、控除というのは廃止をする方向にして、手当という形でそれを進めていくという考え方をすれば、本当に手当が必要な方にそれが届くと、これが基本的な考え方であります。

その中で、この子ども手当もその考え方を踏襲するということでありますけれども、地方税と所得税の幼年者扶養控除、十五歳以下の扶養控除を最終的には廃止をするということになりますと、これは子ども手当の純粋手取り、根っこからの手取りという意味でいいますと、年収の高い階層ほどその実質手取りは下がっていくということで、本当に必要とする方に手厚い手当が届くと、こういうセットで考えるとそういう考え方もできるということであります。

○島田智哉子君　この点につきましては、国民の間でもまだまだ御理解をいただいていないことも事実でありますから、仮に法案が成立した場合には、政府、また私ども与党も国民への説明を十分に行う必要があると思います。

そこで、控除がなくなることによる家計への影響ですが、控除に連動して例えば保育所の自己負担等々影響が出てくるという問題がございまして、政府において控除廃止の影響に係るプロジェクトチームを立ち上げて、七月をめどに取りまとめをするということをお聞きをいたしております。今後、この中でどういった方向を見出していく必要があるとお考えであるのか、お聞かせください。

○国務大臣（長妻昭君）　今御指摘いただいた点は非常に重要な点でございまして、控除をなくすと実質的な所得がこれは増えるということになりますので、それに伴って所得と連動をした例えば今いろいろな項目が、かなりこれは、数十にわたる項目が影響を受ける。保育所の保育料を始め、未熟児への養育医療の自己負担とかかなり影響がありますので、これについて、控除廃止の影響に係るプロジェクトチームというのを税調、税制調査会の下に設置をいたしまして、その方向性としては、控除廃止の影響を遮断する方法を検討する、そしてもう一つは、影響の遮断が困難なものについては激変緩和措置を検討するなどの方向性が示されましたけれども、最終的には、今おっしゃられたように、今年の七月をめどに一定の結論を得ると、こういうことにしているわけであります。

○島田智哉子君　次に、平成二十三年度以降の制度設計についてお聞きをいたします。

長妻大臣は、これまでの御発言として、平成二十三年度には、子ども手当のみならず、幼稚園と保育園の一体化など現物支給も含めたかなり大きな枠組みを提示していくとのお考えも明らかにされていらっしゃいまして、まさに本法案は鳩山内閣が掲げる子どもと子育てを応援する社会に向けてのスタートであると、私はそのように認識をいたしておりますが、改めまして、平成二十三年度以降における制度設計に対する大臣の基本方針をお聞かせください。

○国務大臣（長妻昭君）　二十三年度以降の制度設計については、衆議院、そしてこちら参議院でいろいろ御指摘をいただいた点も踏まえて制度設計を進めていくということと、この制度設計は、もちろんこれは現金支給、子ども手当でありますけれども、同じ時期に平仄を合わせて議論をいたしますのは、今御指摘いただきました幼保一体化、幼稚園と保育園の、これは長年の懸案事項でありますけれども、これを一体化しようと、これも法案で出していこうということで、現物支給、保育サービス等の分野についてもかなり大きな枠をつくった考え方を提示をするという中で、現金給付、現物給付、バランスよく御提供をするという体制をつくっていきたいというふうに考えております。

○島田智哉子君　ありがとうございます。

次に、衆議院において修正されました附則第二条第一項関係についてお伺いをいたします。

まず、この修正に至る背景にはどのような問題があったのか、この点について御説明ください。

○大臣政務官（山井和則君）　島田委員にお答え申し上げます。

この法案では、子どもの監護と生計同一又は生計維持を子ども手当の支給要件としており、例えば児童養護施設に入所している子どもや里親に委託された子どもといったこれらの要件を満たさない子ども、つまり監護している親がいない子どもは子ども手当の支給対象とはなっておりません。しかし、子ども手当の趣旨からすれば、

本来、このような子ども手当の支給対象にならない子どもについても支援を行うことが当然必要だというふうに考えております。

このため、政府においては、平成二十二年度においては予算措置として、安心こども基金の活用により子ども手当相当額が行き渡るような措置を検討しております。

附則の二条一項は、このような措置を始めとして、児童養護施設に入所している子ども等に対する支援等を含め制度の在り方について政府において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしたものでございます。

○島田智哉子君　この点につきましては、私ども野党時代の立案過程の中でも大変議論になった問題でもございますし、衆議院の御審議でも大きな議論のポイントの一つになっていたこともございまして、今回の修正には私自身も理解をいたします。

その上で確認をさせていただきたいと思いますが、先ほど山井政務官がおっしゃいましたように、安心こども基金の活用により、施設内の親のいない子どもなどについて、施設に対して子ども手当相当額が行き渡るような措置について検討すると御答弁されましたけれども、この修正では、子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加えるとされております。仮に子ども手当が施設に対して給付されるとした場合に、その手当相当額は子どもに直接使われるのか、それとも施設の整備費や人件費に使うこともあり得るのか。私自身は子どもに直接使われることが望ましいと思っておりますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○大臣政務官（山井和則君）　島田委員にお答え申し上げます。

非常に重要な点でございまして、この趣旨は、当然その子ども手当相当額は子ども手当と同様に直接子どものために使っていただくという趣旨でありまして、決して施設の人件費やあるいは施設整備費に充てられるものではございません。

○島田智哉子君　こうした子どもたちの施設の在り方については、これまで森理事からも本委員会で再三御議論があったことも承知をいたしております。

〔理事森ゆうこ君退席、委員長着席〕

私自身も内閣委員会において質問させていただいてまいりましたけれども、やはりどこの施設にお伺いしましても虐待を受けた子どもさんが多いということで、例えばグループホームでお聞きしたお話では、集団行動だとわがままを出せない子どもが、少人数であれば甘え方、そして人との接し方が分からずに試し行動が多くなるんだそうですが、子どもですから甘えたりわがままを言うのはごくごく当たり前のことで、しかしそうした当たり前のことさえも我慢をしているということなんです。ですから、グループホームという家庭的な環境によってリラックスをして、甘えたりわがままが言える環境に少しでも近づけていくことが必要なんだと思います。

しかし、それはそうであるほど施設の職員の方にとっては大変な御苦労な状況にございまして、ある施設でお聞きしましたのは、職員の方の平均勤続年数は七年から八年ということでして、その背景には、施設側として長く雇えないんですと。つまり、給与の面、そして厳しい労働環境という実態がございます。

これまでの厚生労働省における検討の経緯を見てみますと、平成十九年十一月に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書の中で、現状について人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等々の見直しに関する提言がなされております。そしてその後、タイムスタディーの調査分析が行われるものと承知をいたしておりますが、それにしても相当な期間が経過しておりますが、現状の御説明をお願いしたいと思います。

○大臣政務官（山井和則君）　島田委員にお答えを申し上げます。

私も学生時代、児童養護施設で虐待を受けた子どもたちの遊び相手をずっと六年間しておりまして、そのことが政治家になった一つの原点でもありまして、まさに虐待を受けたお子さんたちこそが愛情が必要であり、さらに、人間への信頼を取り戻していただくためには、島田委員御指摘のように、小規模で家庭的でそして本当にアットホームな雰囲気のケアが必要だと思っております、個々の事情に応じた。しかしなかなか、大規模な施設あるいは少ない人員配置、あるいは専門性の職員が十分でなかったりすると、虐待を受けたお子さんたちにとってなかなか十分な環境でないという御指摘も受けております。

そこで、平成十九年の十一月の社会保障審議会の社会的養護専門委員会の報告書において、子どもの状態や年

齢に応じた個別ケアのために、施設類型の在り方、これは小規模ケアとかそういうものも、グループホームケアとかそういうものも含めてでありますが、さらに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し、やはり虐待を受けた重度の方、手厚いケアが必要なお子さんが増えているわけですから、そういう必要性が議論され、そのための必要な財源の確保や施設内のケアの現状についての調査分析が必要との提言が行われ、これを踏まえ、平成二十一年の六月三十日の内閣委員会において、平成二十年三月に全施設を対象に施設の概況、入所児童の状況、背景等の把握を目的とした調査を実施し、平成二十年の十月、二十一年の五月の社会的養護専門委員会に調査結果を御報告させていただき、さらに、詳細に実態を把握するために、平成二十一年の一月から三月に子どもの状態によるケアの内容を定量的に把握することを目的とした実態調査、いわゆるタイムスタディー調査を実施しております。この調査については、平成二十一年の十一月にその基本的な集計を社会的養護専門委員会に報告させていただき、現在更に詳細な集計、分析を進めております。

○島田智哉子君　ありがとうございます。

このところの報道で、本当に児童虐待が続いておりまして、心を大変私も痛めております。どうぞ山井政務官におかれましては、もう本当に先頭を切って取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、では、いつ、どの時点の見直しを実施するのかということですが、先ほど申しました、私が昨年六月三十日の内閣委員会においてこの点の質問をいたしました際の厚生労働省の御答弁では、経済財政改革の基本方針二〇〇九、骨太二〇〇九において、二〇一一年度までに実施する重要事項の中で「新しい子育て支援制度の在り方の検討を進め、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。」と、このスケジュールにのっとって進めていくということでございました。もちろんこれは旧政権時のスケジュールであったわけですが、新政権としてこの点についてどのようなスケジュールをお考えでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　今御指摘いただいた旧政権でのスケジュールというお話がございましたけれども、まず基本的な議論の土俵は、システム検討会というのをつくりまして、そこで、先ほど申し上げました幼保一体化も含め、今の児童養護施設等の見直しについても一緒に併せて議論をするということで、そこでの議論の結果について平成二十三年の通常国会に法案を提出するということにしております。

ただ、その中で、個々の案件について、いつそれを実施をしていくのかというのは、この法案作成の過程で、それが準備ができる期間もきちっと取った上でそれを定めていきたいというふうに考えておりますので、実施の時期についてはこの法案作成、検討の中で議論をしていくというようなことで考えております。

○島田智哉子君　いずれにしましても、今回子ども手当に対する措置と現在検討が行われている施設機能の見直しに対する費用というのは全く違うものとして措置されるという理解でよろしいでしょうか、大臣。

○国務大臣（長妻昭君）　これはまさに、今言われた施設機能の見直しというのは、これは別の議論として我々は考えておりますので、これは別の議論としてしていくということでありますが、その議論の土俵というのは、幼保一体化も含めたそういう議論の場で別々の議論として検討していくということです。

○島田智哉子君　ありがとうございました。

それでは最後に、子育てに係る環境整備の観点から周産期医療についてお聞きをいたします。

この周産期医療の問題につきましては、私も議員になりましてから今日まで本委員会を始め予算委員会、内閣委員会などで取り組んでまいりました。野党時代に足立政務官とはこの問題につきましては事あるごとに御議論をさせていただいてまいりました。

そもそも私の当初の問題認識を持つ契機となりましたのは、ＮＩＣＵに長期入院を余儀なくされている子どもたちの幸せ、あるいはＱＯＬの観点からでございました。しかし、この間に、医療機関の受入れが遅れたため、お母さんが亡くなる、あるいは赤ちゃんが亡くなるという大変痛ましい事案が重なりましたことで、この問題というのは周産期医療体制における問題の一部であって、例えば医師不足の問題でありますとか救急搬送の問題、あるいは出産に対する正しい知識と理解の普及を行う必要など、周産期医療体制の現状には様々な段階において様々な課題が山積していることの認識を改めて持ちました。

しかし、そうした中でも、やはり周産期医療における救急搬送収容不能の最大の要因はＮＩＣＵの病床数の不足にあるということも改めて認識をいたしました。そこでまず、我が国の周産期医療体制における問題について、

要点で結構ですが、政府としての現状の御認識をお聞かせください。
○大臣政務官（足立信也君）　打開策については大臣の方から答弁あると思いますから、現状認識と。
一言で申しますと、少人数、少ない施設で過重労働をして世界でトップの周産期医療を行っている、妊産婦死亡率、そして新生児死亡率共に世界トップレベルの低さを保っているということだと思います。
今委員御指摘の点に絞って申しますと、やはりＮＩＣＵが足りない。これ、人口一万の出生当たり二十五から三十必要だと考えておりますけれども、まだ現実では二十程度である。しかも、それに加えて後方支援病院がやっぱり足りないからなかなか出ていけない。その一つの大きな要因として、低出生体重児、二・五キロ以下、二千五百グラム以下は一割程度なんですが、中でも増えているのが超低出生体重児、千グラム以下ですね。これはかなりの量で増えておりまして、このお子さんたちは長期入院を余儀なくされる、その間に委員御指摘のように親子関係も希薄になる可能性も出てくる、そしてそうなった事態はなかなか後方病院も引取りが難しいというようなことが複合的に重なっているんだと私は思っております。
そして、もう一つの問題が医師不足と過重労働であると。平均、週の労働時間が六十四時間を超える事態になっておりまして、この部分が現状としては問題であろうと、そのようにとらえております。
○島田智哉子君　ありがとうございます。
昨年、政権交代後初めての予算委員会においてもこの問題について長妻大臣にお考えをお聞かせいただきました。その際、大臣からは、ＮＩＣＵを現在の二千三百四十床から将来的には三千床程度まで増やしていくと、また診療報酬体系の中でも考えていくという御答弁がございました。
その後、そのときの御答弁どおり今年の四月から新たな診療報酬体系としてＮＩＣＵからの後方病床が新しく設けられて、一日五千四百点、五万四千円、またＮＩＣＵの評価も八千五百点から一万点に引き上げられております。それから、予算面では前年度比の二倍強のおよそ八十七億円と大幅に拡充されておりまして、周産期医療体制の充実強化にお取り組みをいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。
先ほど足立政務官より御説明のございました現状問題に対して、まず当面の措置として、来年度以降、その両面での対応によってどういった問題が解消されるのか、また周産期医療の再建に対する長妻大臣の御決意をお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきます。
○国務大臣（長妻昭君）　私も、就任した後、このＮＩＣＵ、新生児集中治療室を見にお邪魔をいたしましたけれども、やはりそのＮＩＣＵで、そこから一定の超急性期というか急性期を抜けた方が、じゃどこのベッドに行くのかと。その受入れベッドがなければ新たなＮＩＣＵで入るべき新生児が入ることができないというようなこと等の実態も拝見をしてきたところであります。
今おっしゃられたように、新しい診療報酬、今年、来月から、四月からの体系では、今のような、後方ベッドを受け入れるこの診療報酬を新設をいたしまして付ける、あるいはＮＩＣＵの評価を引き上げる、あるいは財政面でも予算を倍増して付けさせていただくということで、ある意味では、先ほどから申し上げていますように、子育て支援の考え方でいうと、現金支給と、この医療の整備というのも広い意味では現物支給、保育所の整備と並ぶ、その位置付けと考えておりまして、そういう意味でも、小児科が今医師不足も含め大変な状況であるということにかんがみてまずはこういう措置をいたしましたけれども、これですべてが解決するわけではありませんで、あくまで第一歩として今後とも怠りなく、二十六年、目標値を設置をしておりますので、それの実現に向けて取り組んでいくということであります。
○島田智哉子君　ありがとうございました。

○山本博司君　公明党の山本博司でございます。
我が国は少子高齢化社会に突入しており、少子化対策が喫緊の課題となっております。社会全体で子育てを支援する仕組みを構築し、子どもを安心して産み育てていけるよう子育て支援を強化することは大変重要なことでございます。
児童手当の拡充、また待機児童ゼロ作戦の推進、妊婦一般健康診査を十四回までの拡充、また出産育児一時金

を四十二万円まで拡充させるなど、子育て支援に最も力を入れてきた公明党といたしましても、この法案が子育て支援策の一環であり、一歩でも前に進むのであれば、評価すべきものと考えます。

しかしながら、こうした手当などの現金給付だけでなく、保育サービスの充実などの現物給付、そして育児休業の普及促進などワーク・ライフ・バランスの推進、さらには子育て世代である若者の雇用の安定などが総合的に拡充されて初めて子育て支援という政策目標を進めることができると考えており、現金給付だけでは他の施策とのバランスが悪いのではないか、また恒久財源の確保もされていないためにまだクリアしなくてはいけない課題が山積しているのではないかと考えます。

本日は、そうしたことを含めて質問を申し上げたいと思います。

今回の法案は、昨年の衆議院選で民主党が政権公約の中で約束していた全額国庫負担を棚上げして、児童手当の仕組みを維持する一方、支給金額も二万六千円の半額となっております。これは一年間の時限法であり、本来ならば民主党がこれまで国会に提出してきた恒久的な子ども手当法案を提出すべきであります。

そこで、大臣にお聞きをしたいわけでございますけれども、なぜ平成二十三年度以降と分けてこのような平成二十二年度のみの法案を提出してきたのか、また、この法案は平成二十三年度以降の法案とは別物であると考えてよいのか、この点に関しまして見解をお示しいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　まず、この今御審議いただいている法案というのは平成二十二年度のみの法案でございますけれども、これについては、一つは財源をめぐって様々な議論がございまして、昨年十二月の四大臣合意において二十二年度の単年度措置として決定をしたということが一つございます。そして、これはマニフェストにも書かせていただいておりますけれども、二十二年度については半額実施というようなことがございました。

そして、この児童手当の仕組みを残したのはなぜかということでありますけれども、これについては、児童手当の部分については、国、地方、事業主が費用を負担する、その部分についてはその仕組みを残しているというようなこと、そしてその児童手当の事務的な手続のスキームというのは利用をさせていただいて、年に三回支給というような仕組みは変えずに行くというようなことであります。

○山本博司君　さらに、今回の法案は、今大臣がおっしゃられましたとおり、この児童手当の仕組みを基本的にそのまま活用して支給範囲や支給額の拡大について国庫負担を上乗せしておりまして、実質的な児童手当の拡充法案でございます。

昨年の概算要求時点では大臣は全額国庫負担を主張されておりましたけれども、なぜ今回、児童手当制度の仕組みを残すように変化したのか、この点はいかがでございましょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　これは財源の、予算編成の中でいろいろな考え方が議論をされ、それぞれ大臣の考え方もあったわけでありますけれども、もちろんこれは内閣でございますので、この四大臣がいろいろ議論の末、合意をして今のような形になったということでありまして、一つは財源の問題があったということであります。

○山本博司君　公明党はこの子育て支援に最も力を入れてきた政党であると自負しているわけでございまして、これまでにもこの児童手当は、昭和四十七年の創設以来、我が党が中心となって更なる拡充を訴えてきた結果、限られた財源の中から少しずつ支給範囲や支給額が拡大されてきたわけでございます。

今回の法案は、児童手当の仕組みがそのまま残されており、そこに支給範囲や支給額が拡大されていったことを考えますと、実質的な平成二十二年度限りの単年度の児童手当拡充法案と考えるわけでございます。

このことは公明党党内でも検討を行った際にも修正案等にも盛り込む必要があるのではないかという議論にもなったわけでございますけれども、修正案の提案者にこの点に関しましての見解を伺いたいと思います。

○衆議院議員（古屋範子君）　この度の子ども手当法案は児童手当制度をそのまま残しております。児童手当を拡充したような制度設計となっているわけであります。委員御指摘のように、本法律案は実質的には平成二十二年度単年度限りの児童手当拡充法案である、このように考えております。

○山本博司君　それでは、大臣にお伺いを申し上げたいと思います。

児童手当の仕組みを単年度残したということは、地方負担又は事業主負担を残していることになるわけでございますけれども、なぜ今回残したのか。社会全体で子育てを支援して少子化対策に取り組むという観点からは、費用負担をするということで責任を果たす意味合いもあると考えるわけでございます。

それでは、二十三年度以降も何らかの地方負担、事業主負担を残す可能性があるのでしょうか。もし残さなければ地方や事業主の子育て支援に対する責任が減じられることにもつながることになるわけでございます。また、画一的な現金給付は国が、サービスの充実などの現物給付は地方と、こうした役割分担を決めるのであれば、子ども手当だけを先に出すのではなくて、本来総合的なパッケージを示すべきと考えるわけでございます。もし一方、地方負担とか事業主負担を残して平成二十三年にやるのであれば、これは民主党のマニフェスト違反となるわけでございます。

どちらにしても、その場しのぎの政策決定ということで、子育て支援の意義が軽視されるようなことがあっては断じてならないと考えるわけでございますけれども、こうした点も含めて大臣の御見解をお聞きをしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　今、パッケージというお話ありましたけれども、この二十三年度につきましては、今の財源の部分についてはこれから議論をするということでありますが、ただ、幼保、幼稚園、保育園の一体化もちょうど平仄を合わせて議論をいたしまして、そして来年の二十三年度の通常国会に幼保一体化等の法案も出すということで、恐らくその国会では現物支給と現金給付併せた議論がなされていくというふうに考えております。

そういうような中で、現物給付、現金給付含めた財源の在り方というのもその制度設計の中で議論をしていって決めていくということでありますが、幼保一体化などの議論をする枠組みは、これはもう政府の方で設置をされておりますので、その中で私も加わって政府全体で議論をしていきたいと考えております。

○山本博司君　この事業主負担をなくすということになりますと、児童手当で事業主拠出金、これを財源に実施している事業がございます。児童育成事業ということでございますけれども、こうした点は二十三年度以降はどのように考えているかということでございます。

この児童育成事業は、例えば放課後児童クラブ、また病児・病後児の保育事業、家庭的保育事業など、働きながら子育てができる環境整備に大いに役立っている事業でございます。仮に一般会計で行われる場合には、そのときの財政状況によって縮小されるとか廃止などに追い込まれる懸念もあるわけでございます。今後更に本来であれば拡充すべき事業にもかかわらず、財源に関しまして不安定にすることは問題があるのではないかと、こう考えるわけでございますけれども、この点に関しての大臣の見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　児童手当法に基づいて、現在、事業主の拠出金を財源として今おっしゃられた放課後児童クラブを始めとする児童育成事業を行っておりまして、この事業は、これは非常に重要な事業だという認識は持っておりますので、この事業はもちろん継続をしていくということでありますが、ただ、財源につきましては、先ほど申し上げました現物支給と現金支給の一体的議論の中で決定をしていくということになると思います。

○山本博司君　それで、この児童育成事業の事業そのものを是非拡充する形で検討を進めていただきたいと思います。

次に、支給対象に関しまして確認を申し上げたいと思います。

平成二十二年度における子ども手当の対象には、児童養護施設に入所する子どもや里親の下にいる子ども等に対しては、子ども手当の支給対象とはなっておりません。しかしながら、この法案の子どもの健やかな育ちを支援するという趣旨から考えますと、こうした子どもたちへの支援は必要でございます。

今回の修正案では、附則の第二条第一項に、「政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」となっておりまして、これは検討が進むことを期待しているわけでございます。

そこで、修正案の提案者にこの項目を盛り込んだ趣旨に関しましてお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員（古屋範子君）　本法律案では、子どもの監護と生計同一又は生計維持を子ども手当の支給要件としております。このために、例えば児童養護施設に入所している子どもや里親に委託をされた子どもといったこれらの要件を満たさない子どもは、子ども手当の支給対象となっておりません。しかし、子ども手当の趣旨からすれば、本来このような子どもにつきましても支援を行うことが必要であると考えております。

この点について、政府においては、平成二十二年度は予算措置として、安心こども基金の活用により子ども手当相当額が行き渡るような措置が検討されていると聞いております。これが適切に実施をされますよう、附則二

条一項は、このような措置を始めとして、児童養護施設に入所している子ども等に対する支援等を含め制度の在り方について政府において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることということを法律に明記いたしました。

○山本博司君　ありがとうございます。

平成二十三年度以降、この修正でしっかりとした支援がなされるものと考えるわけでございますけれども、早急な対応が求められておりますのがこの平成二十二年度でございます。こうした児童養護施設に入所する子どもとか里親の下にいる子どもたちに対して政府はどのような支援をしていくかということでお聞きをしたいわけでございます。

今お話にございましたように、二月九日の衆議院の予算委員会等でも、鳩山総理、また大臣も、このことに関しましては、必ずやります、約束をいたしますと、こういう発言もございました。

安心こども基金の地域子育て創生事業の活用で実施をするということでございますけれども、具体的にどのような形で実施をされるのか、お伺いをしたいと思います。

○大臣政務官（山井和則君）　山本委員にお答えを申し上げます。

今御指摘がありましたように、児童養護施設に入所する子どもや里親の下にいる子ども等には子ども手当が出ませんが、これについては、やはりそれと同額のお金を平成二十二年度においては安心こども基金の活用により支給することを検討しております。具体的には、子ども手当相当額を受け取った施設又は里親の方が親の代わりとして子どものために使用していただくことを検討しております。

現在考えている事業の枠組みの検討案については、二月二十五日に開催した全国児童福祉主管課長会議において地方自治体の方々にお示しをいたしました。実施方法など具体的な内容については地方自治体の意見も踏まえながら現在検討しているところであり、地方自治体の事務が円滑に行われるように配慮してまいりたいと思います。

○山本博司君　やはり地方の公明党の議員の方からも、この利用に関して懸念されている部分がございます。

例えば、今回のこの地域子育て創生事業に関しましては、申請が市町村でございますから、それを申請しないといけない。市町村ではその対象者を確定をしないといけない。そうして、それを都道府県の、この基金をどう活用するかということで地方自治業務に任されているわけでございまして、果たして隅々までこうした方々に行くのかどうか。また、これは本来、子どもには行きませんから、施設側に行くということですから、そういうことも含めて大丈夫なのかどうかという、そういうことが問い合わせであるわけでございます。この点はいかがでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君）　このことにおきましては、予算委員会で長妻大臣も公明党の委員の方に答弁をさせていただきましたように、しっかりと必ず届くようにしていきたいと考えております。

○山本博司君　これは大事なことでございますから、これから六月までの形で時間がありませんので、是非その点に関してお願いを申し上げたいと思います。

もう一つ、支給対象に関連してお伺いをしたい部分がございます。

配偶者からの暴力を受けているドメスティック・バイオレンスの被害者の方でございまして、子どもを連れて別居するなどしていた場合、生計を維持する程度の高い方の方が支給先となるために、加害者に対して子ども手当が支給されるおそれもございます。しかし、この手当の趣旨から考えれば、子どものために確実に使われる必要があるため、加害者ではなくて子どもを連れた被害者に支給する仕組みの導入が求められておるわけでございます。また、加害者に行方を隠すために住民登録ができない被害者に対しても配慮が求められております。

こうした状況に対して政府は具体的な検討を行っていると聞いておりますけれども、状況に関しまして御報告いただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　これに関しましては、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する給付でございますけれども、これは、例えばその母親がＤＶの被害者でお子さんを連れて避難をされておられると、しかし住民票は御主人のところに残していると。なぜならば、仮に住民票を移動させると、御主人が察知をして捜し出されてしまうという御懸念もあるということもあるかもしれません。そういう場合でも、住民票がないその母親が住

んでいる町、市に相談をしていただいて、婦人相談所等が発行するＤＶ被害者に係る証明書というのを居住の自治体が発行をしていただくという手順にしておりまして、それを添付してその住んでいる自治体に申請をすれば子ども手当を受け取れると、こういう手はずにしております。

これについても、よく地方自治体に協力を願うようにコミュニケーションを良くして怠りなきよう実施をしていきたいと思います。

○山本博司君　是非ともそうした配慮でお願いを申し上げたいと思います。

次に、地方自治体の事務負担についてお聞きを申し上げたいと思います。

この法案が成立をしまして平成二十二年四月一日から施行された場合には、最初の支給は六月と聞いております。今まで児童手当を受け取っていた世帯につきましては、二月、三月分は児童手当だけの分でございまして、四月、五月分は子ども手当の分となります。ところが、そうした世帯に加えまして、新たに受給対象であるこれまで児童手当を受給していない世帯、約五百万世帯とも言われておりますけれども、そうした方々は新しく申請をしてもらって四月、五月分を支給される。

こうした複層的な対応がこの期間に求められるわけでございまして、市町村、地方自治体はこの四月、五月で制度の周知、広報、また申請書の発送、またこうした受給者リストの作成、当然システムの改修を含めて行い、振り込む場合の金融機関の連絡、こういう多岐にわたる事務作業が発生するわけでございます。地方自治体からの、六団体からの要望等でも、こうしたことに関して余りにも短過ぎるのではないかと、こういう意見もあるわけですけれども、この二か月の間で処理していかなくてはならないためにこの六月の支給に間に合わない自治体が出るのでないか、こういう懸念もあるわけでございます。

子ども手当支給事業を行う市町村にとりましては、国で決められたものである以上は住民の期待を裏切るわけにはいかないために懸命になって努力をされると思うわけですけれども、これだけの大きな制度変更であれば、少なくとも半年程度の準備期間があってもよかったのではないかと考えるわけでございます。初めに六月支給ありきで始めたことによりまして、こうした実務を担当する地方自治体の事務負担が増大になって問題があると考えるわけでございます。

こうした地方自治体の事務負担をどのように認識をして、予算措置も含めて対応をどう取られるか、大臣、お示しをいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　確かに今御指摘いただきましたように地方自治体の負担が増えるということで、我々はこれは丁寧に説明をして地方自治体の御意見も聴きながら進めていきたいということで、一月十五日、あるいは一月十八日、二月二十五日、今年に入って三回、地方自治体の児童手当、子ども手当を担当するだろう部署の方に、本当に恐縮でありましたけれども御足労いただいて東京に来ていただきまして、直接そこでも、法案は成立しておりませんので、できる範囲で説明を申し上げるということをいたしました。

実際に、今、平成二十二年度の予算ベースですが、児童手当を対象とする児童が一千二百三十九万人、子ども手当が対象となるだろう児童が一千七百三十五万人ということで、五百万人程度増えるということでありますので、その中でコンピューターのシステム改修というのも、これは非常に細心の注意を払っていただいて実施をしていただかなければならないんですが、これについては、第二次補正予算で御了解をいただいて百二十三億円を付けさせていただいて、原則は人口規模に応じて補助をするということで、一定の予算面での配慮もさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、細かい解釈とかあるいは手順について地方自治体が御疑問を持ったときにきちっと対応できる窓口をつくって、怠りないように六月の支給ということをサポートするように我々も努力をしてお願いを申し上げていくということであります。

○山本博司君　今、今回のシステム改修ということでございますけれども、今回は児童手当システムとは別の子ども手当のシステムを別途つくらないといけない。それも、新規の台帳システムとか支払システムとか、また支給状況統計システム、三つの大きなそうしたシステムが合体をされた形でございまして、地方自治体ではシステム改修ということで補正予算では予算が付いておりますけれども、あるメーカーなんかはシステム構築が間に合わない自治体に対してこのソフトウエアを提供しますよというふうなことがもう既に出ているぐらい、こういう

問題もございます。
　現実的に、例えば六月に支給ですけれども、振り込まれるのはいつでしょうか。六月十日でしょうか。
○国務大臣（長妻昭君）　これは市町村によって異なりますけれども、基本的には児童手当が続いたら振り込まれるであろうときに振り込まれるのではないかというふうに考えておりますが、これは地方自治体によって異なるということであります。
○山本博司君　これ、六月十日とかそういう時期に振り込まれるとしたら、じゃ金融機関に対して連絡をしないといけないわけですけれども、通常これは五月の二十日ごろだというふうに言われています。五月二十日ごろまでに金融機関に振り込むということは、それまでにその受給の申請のリスト、こういったものを全部つくっておかなきゃいけないんですね。ということは、地方自治体が四月の中旬ごろにはそうした五百万の方々を含めて申請を出さないといけないわけですけれども、こういう六月の支給ということをさかのぼってずっと行った場合に、これは早く厚労省がガイドをきちっと出す、この通知をいつ出すかということを明確に出さないと後が全部遅れてしまうんです。
　足立区は九万人の受給者がいるそうでございますから、当然そうしたことが一気に区の事務負担になってくるわけでございまして、なおかつ、先ほど、外国人の方とか様々な対応を現場はやるわけですけれども、具体的にいつそうした通知を出すんでしょうか。
○国務大臣（長妻昭君）　これは法案成立後速やかに出すわけでございますが、その前にもできる範囲でかなり、先ほど、実際に東京にお呼びをして御説明をしたり、あるいは通知にしても、今年の二月二十六日には子ども手当に係るＱアンドＡ、このＱアンドＡも四回目でございまして、二月一日はＱアンドＡも出しましたし、四回目のＱアンドＡを地方自治体にお出しをして、怠りないような形で地方自治体の方々からの問い合わせにも答えていきたいというふうに考えております。
○山本博司君　六団体からは、どうしても間に合わない場合は六月じゃなくて十月に回していただけないかという、そういう柔軟な対応をというようなことも言っている団体の要望がありますけれども、これはどうなんでしょうか、必ず守るんでしょうか。
○国務大臣（長妻昭君）　もう今、先ほど申し上げましたように、今年に入ってからもうそういう方向で地方自治体の皆さんも六月支給に向けて全力で取り組んでいただいているというふうに承知をしておりますので、我々としてもそれについて怠りがないようにいろいろ情報提供、お願い、連絡をしていくということであります。
○山本博司君　これ、現場が大変混乱をするわけでございますから、速やかにそうした対応も含めて、相談窓口等も言われておりましたけれども、こういう対応が現場で混乱しないような形でお願いをしたいということを申し上げておきたいと思います。
　もう時間がありませんので、最後、一問だけさせていただきたいと思います。
　今回の法案は国が公費を負担をして行う事業でございますので、政策効果というものを数値的に確認をしていくことが大事でございます。世論調査などでも、子どもの健やかな育ちがどのぐらい支援されたのか検証する必要があると考えるわけでございますけれども、具体的な政策効果をいつごろどのような形で検証をしていくおつもりなのか。この点、最後に大臣にお聞きをしたいと思います。
○国務大臣（長妻昭君）　これは、平成二十二年度にはこれ、一年間の一万三千円という措置の法案でございますけれども、それを六月に支給が開始をされるわけでありまして、そのときにそのお金が具体的にどういうものに使われてどういう効果があったのかというようなことは、六月から始めるのかその次のときから始めるのかは別にして、その実態把握を当然平成二十三年度の本格施行の制度設計の中で役立てたいと思っておりますので、それに間に合うような形でその検証をしていきたいというふうに考えておりまして、その結果が出ればそれは速やかに公表させていただきたいと思います。
○山本博司君　是非とも、大事な検証でございますので、しっかり進めていただきたいと思います。
　質問の、あと残っておりますけれども、これは改めてまた次回ということで、終わりたいと思います。
　ありがとうございました。